

鳥取県告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
平成21年度鳥取県被災宅地危険度判定士養成講習会に係るテキスト代金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県県土整備部技術企画課
課長補佐 谷口 明美
- 3 委任期間
平成22年2月5日から同月15日まで